

** 「週休2日」 試行工事实施要領の改定概要について **

週休2日の「質の向上」の拡大

- [令和6年4月~]
 ・一般土木事業：工期全体（通期）での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位(28日間)の週休2日推進に 向け補正係数を新設**
- [令和6年8月~] 今回改定
 ・一般土木事業：28日間管理⇒**月単位**の管理へ（R6.4要領適用工事についても適用）
 ・空港土木事業：通期の4週8休⇒通期・**月単位の4週8休**
 ・港湾・漁港事業：通期の4週8休（補正係数の見直し）

項目	改定前		改定後（R6.8~）	
	~R6.3	R6.4~		
	一般土木・空港・港湾・漁港		一般土木・空港土木事業編	港湾・漁港事業編
発注方式	受注者希望型	発注者指定型 (通期)	発注者指定型 (通期)	発注者指定型 (通期)
週休2日の 取得確認	4週8休以上：28.5%以上	通期の4週8休：28.5%以上 月単位の4週8休(※)： 全ての月(28日間)毎に28.5% 以上。 ※一般土木事業のみに導入	通期の4週8休：28.5%以上 月単位の4週8休： 全ての月毎に28.5%以上。 又はその月の土・日の合計日 数以上の閉所。	通期の4週8休：28.5%以上
休日	1週間のうち土・日曜日为目标。 【対象外期間】 ・夏季休暇3日間及び年末年始6日間 ・工場製作期間 ・発注者の指示により現場作業を余儀なくされる期間		同左	

【工事成績評定】

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、点数を減ずる措置を講ずる。
 また、対象期間において、**月単位の週休2日**以上の取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

** 週休2日の補正係数 **

工事費の積算

- 一般土木・空港土木：通期の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成し達成状況により変更。
 通期の4週8休に満たない場合⇒通期の補正係数を除した変更（減額）
 月単位の4週8休を達成している場合⇒月単位の補正係数に変更（増額）
- 港湾・漁港事業：通期の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成し達成状況により変更
 通期の4週8休に満たない場合⇒通期の補正係数を除した変更（減額）
 ※臨港道路、橋梁に関する工事は一般土木・空港土木を適用する。

	改定前（R6.4~）		改定後（R6.8~）	
	通期	月単位（合計）	通期	月単位（合計）
一般土木事業	労務費：1.02 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03	労務費：1.04 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.03 現場管理費：1.05	労務費：1.02 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03	労務費：1.04 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.03 現場管理費：1.05
空港土木事業	労務費：1.05 機械経費(賃料)：1.04 共通仮設費：1.03 現場管理費：1.04	—	労務費：1.02 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03	労務費：1.04 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.03 現場管理費：1.05
港湾・漁港事業	労務費：1.05 機械経費(賃料)：1.04 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03	—	労務費：1.04 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03	—